

一般財団法人大船渡市体育協会 岩手県民体育大会選手派遣助成金交付規程

(目的)

第1条 一般財団法人大船渡市体育協会加盟団体が岩手県民体育大会に大船渡市代表として選手及び役員等を派遣する場合にその費用を助成し、本市代表選手の大会参加を促進する。

(助成金)

第2条 助成金は、次に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 交通費 1人につき、競技会場までの往復距離1km当たり15円とする。ただし、気仙管内を会場とする競技は対象外とする。
- (2) 宿泊費 大船渡市体育センターから競技会場まで片道120km以上を対象に1人1泊につき4,200円とし、2泊(冬季スキー競技は3泊)を限度とする。ただし、監督及び役員は、大会期間中を対象とする。

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする団体は、岩手県民体育大会選手派遣助成金交付申請書(様式1号)に参加者名簿を添えて申請するものとする。

(精算)

第4条 助成金の交付を受けた者は、大会終了後速やかに大会結果報告書(様式2号)提出し、助成金の精算をしなければならない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月19日から施行し、平成26年6月3日から適用する。